諮問庁：北九州市教育委員会
諮問日：令和７年９月１６日（諮問第８８号）
答申日：令和８年９月２８日（答申第８８号）

答　申　書

第１　審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った保有個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）については、別表１に掲げる不開示部分のうち別表２に掲げる部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は、妥当である。

第２　審査請求人の主張

１　審査請求の趣旨

令和７年３月２１日付け北九教教教第２６３４号により処分庁が行った本件処分を取り消し、全部開示を求める。

２　審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び再反論書で述べている主張は、概ね次のように要約される。

⑴　教育委員会より、調査の結果を報告する旨を何度も話された。しかし、話がないため、確認したところ、開示請求をするように指示があった為、請求を行ったが、調査については（ヒアリング等含め）黒塗りになっている。憲法第２１条の知る権利に基づき、全部の開示を求める。

⑵　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第６５条第１項（正確性の確保）において、この開示文書は審査請求人の個人情報である。開示請求の中で学校が教育委員会に提出している報告書は、かなり年数、日付が経ってから作成をした報告書であり、当時の事実の内容が正確に報告されていない、虚偽の報告であるため遺憾である。また、この調査においても、なぜか当時ではなく年数が経った後に調査が行われているため、不透明である。

⑶　人事処分の方針検討に係る事務について、「外的要因を受けずに、事実に即して公正になされる必要がある」としているが、人の命が危険にさらされた事実があるにも関わらず、今もなお同小学校において該当する職員（以下「当該教諭」という。）が勤務している事実がある。人事処分とは、一方的な、そして本人や同職場の管理職の話のみに焦点を当て、本件事象の事実を明らかにしないまま処分を下すことが適切であるとは言い難い。事実に即して公正になされる必要がある

のであれば、本件事象の事実を関係するすべてにおいて適正に調査を行う必要があり、本開示請求においては調査内容のすべてが黒塗りになっていることは、適法であるとは言えない。

⑷ 法第６５条第１項（正確性の確保）において、「行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」としている。さらに一方的で事実でない記録に関しては、法第６５条第１項が守られていない。

⑸ 実施された調査が人事処分を目的にされたものであるのだとしたら、中身のない形だけのものであるという結果である。しかし、調査内容のすべてが黒塗りになっていることは、適法であるとは言えない。

第３　処分庁の主張

１　処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

⑴ 不開示理由について

不開示部分の理由は、以下の３つに区別される。

ア　開示請求者以外の第三者の個人情報に係る部分（法第７８条第１項第２号）

イ　関係者からのヒアリング記録に係る部分（法第７８条第１項第７号）

ウ　人事処分の方針検討に係る部分（法第７８条第１項第７号）

⑵ ア　開示請求者以外の第三者の個人情報に係る部分について

法第７８条第１項第２号本文により、開示請求者以外の第三者である個人に関する情報は原則不開示とされている。もっとも、当該第三者が公務員である場合は、

ⅰ　当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ⅱ　当該公務員の氏名

についてのみ開示することとされている。本件において法第７８条第１項第２号に該当するとして不開示とした部分は、全て上記ⅰ、ⅱのいずれにも該当しないため、不開示としたことは適法である。

⑶ イ　関係者からのヒアリング記録に係る部分について

これらの部分は、校長又は教職員課職員が当該教諭に係る事案について、本人を含む関係教諭らに対し聴取等を行い、これを記録した報告書やヒアリング記録である。これらの書面は、処分庁が、人事処分の方針を検討する前提として、事案を詳細に把握し、内部的な検討を行うための事務に関する情報を整理する目的のために作成されたものである。これらの情報が、本件のような保有個人情報の開示請求によって開示されることとなってしまうと、ヒアリング対象者からすれば、自身の発言内容が公開されてしまうため、その発言内容の当否等について第

三者からの責任追及を受けることを恐れ、ヒアリングに応じて真実を述べることが相当なリスクとなってしまう。そうすると、ヒアリング対象者が率直な意見を述べることを差し控える可能性が極めて高くなり、今後の同種事案が発生した際の調査に重大な支障を来す。以上のことからすれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが認められ、法第７８条第１項第７号に該当することは明らかであるため、不開示としたことは適法である。

⑷　ウ　人事処分の方針検討に係る部分について

これらの部分は、処分案の考え方や処分案に関する検討という事務の情報が含まれている。これらの事務は、処分庁がいかなる事由をどのように評価しているか等を述べ、最終的な処分内容の意思決定をする前の事務であって、外的要因を受けずに、事実に即して公正になされる必要がある。そのため、処分案の考え方や処分案に関する情報を開示することとなると、他者からの意見などの外的影響から、処分の意思決定に関与する者が検討の場において率直な意見を述べることを差し控えることが懸念され、ひいては当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第７８条第１項第７号に該当するため、不開示としたことは適法である。

⑸　結論

以上のとおり、本件処分に何ら違法及び不当な点はないから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

⑹　反論書について

審査請求は学校報告書等の一部不開示決定処分に対するものであり、開示請求の対象となった文書の内容の真正性や当該文書で記載される教育委員会の対応が適切か否かについては審査請求外の主張である。

第４　審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

①　令和７年　９月１６日　　諮問の受付
②　令和８年　１月２６日　　審議
③　令和８年　５月２６日　　処分庁からの意見聴取、審議
④　令和８年　６月２３日　　審査請求人の口頭意見陳述、審議
⑤　令和８年　８月２５日　　審議
⑥　令和８年　９月１７日　　審議

第５　審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1　関係する法令について

⑴　法第７８条柱書について

法第７８条柱書は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定する。

⑵　法第７８条第１項第２号（開示請求者以外の個人情報）について

法第７８条第１項第２号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。ただし、次に掲げる情報を除くとして、同号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、同号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が規定されている。

⑶　法第７８条第１項第７号（事務・事業情報）について

法第７８条第１項第７号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

2　本件保有個人情報の不開示部分の法第７８条第１項第２号の該当性について

処分庁が、法第７８条第１項第２号に該当するとして不開示とした部分は、「令和５年９月２０日付け報告書」に記載された「該当教職員の生年月日、経歴」及び「教員の状況」並びに「処分案について」に記載された「処分対象者」である。

これらは開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本不開示情報は、法第７８条第１項第２号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

3　本件保有個人情報の不開示部分の法第７８条第１項第７号の該当性について

⑴　令和５年９月２０日付け報告書について

当該報告書は、校長が当該教諭に係る事案について、本人を含む関係教諭らに対し聴取等を行い、これを記録した報告書である。

当該報告書の不開示部分には、「対象児童生徒の特記事項」、「教諭に対する認識」、「日頃の教諭への指導状況」、「本件での教諭への指導・指導後の様子」、「校長としての反省等」、「児童の様子」、当該教諭の「言動に対する認識」、「反省等」等、当該教諭や本件児童についての学校側の所見や当該教諭自身の認識や反省等が記載されていることが確認できる。

校長が教育委員会に報告するにあたり、当該教諭や本件児童についての学校側の所見が開示されることが前提となれば、校長が学校側の所見の当否等について第三者から責任追及を受けることを恐れ、報告書に率直な所見を記載することを躊躇することが考えられる。また、当該教諭自身の認識等が開示されることが前提になれば、当該教諭が自身の発言内容の当否等について第三者から責任追及を受けることを恐れ、学校側に自身の率直な認識等を話すことを躊躇することが考えられる。その結果、人事処分の方針を検討するという事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本不開示情報は、法第７８条第１項第７号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

⑵　ヒアリング記録①乃至③について

当該ヒアリング記録は、教職員課職員が当該教諭に係る事案について、本人を含む関係教諭らに対し聴取等を行い、これを記録したものであり、処分庁が、人事処分の方針を検討する前提として、事案を詳細に把握し、内部的な検討を行うための事務に関する情報を整理する目的のために作成されたものである。

処分庁は、これらの情報が、本件のような保有個人情報の開示請求によって開示されることとなってしまうと、ヒアリング対象者からすれば、自身の発言内容が公開されてしまうため、その発言内容の当否等について第三者からの責任追及を受けることを恐れ、ヒアリングに応じて真実を述べることが相当なリスクとなってしまう。そうすると、ヒアリング対象者が率直な意見を述べることを差し控える可能性が極めて高くなり、今後の同種事案が発生した際の調査に重大な支障を来すと主張している。

しかしながら、当該ヒアリング記録には、別表２に掲げる部分について、他の文書では開示されている事実に関する記載やこれらの事実から当然想定される質問、単なる客観的な事実についての記載の存在が確認された。これらの部分については、開示されたとしてもヒアリング対象者が率直な意見を述べることを躊躇するようになるとはいえず、当該事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、開示することが妥当である。

その他の部分については、開示されることとなれば、ヒアリング対象者が率直な意見を述べることを躊躇するようになり、当該事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、不開示とすることが妥当である。

⑶　処分案について

処分の検討事務は、外的要因に左右されず、客観的・公正に行われる必要があるが、処分庁が、法第７８条第１項第７号に該当するとして不開示とした部分は、「処分案の考え方」と「処分案」に関する情報である。

当該情報は、最終的な処分内容の意思決定をする前の検討案であり、これを開示すれば、他者からの意見等の外的影響を受け、処分の意思決定に関与する者が検討の場において率直な意見を述べることを差し控え、人事処分についての適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本不開示情報は、法第７８条第１項第７号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

４　審査請求人の主張について

⑴　審査請求人は、開示請求の中で学校が教育委員会に提出している報告書は、かなり年数、日付が経ってから作成した報告書であり、当時の事実の内容が正確に報告されていない、虚偽の報告であるから、法第６５条第１項が守られていないと主張している。

しかし、本件は、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求であり、当審査会の職務は原処分の認定した不開示事由が妥当か否かを審査し、原処分が妥当か否かを答申することであるため、開示請求対象文書の記載内容に虚偽や事実と異なる記載があるか否か（記載内容の正確性）については、審議対象とならないことを申し添える。

⑵　審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

５　まとめ

以上のとおり、本件保有個人情報につき一部開示とした原処分について、前記第１のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長　　時　枝　和　正

委員　　姜　　信　一

委員　　重　永　酉　子
委員　　神　原　ゆうこ
委員　　川　島　悠　子